

「笠岡市まちづくり協議会条例（案）」
「笠岡市協働のまちづくりの手引き（案）」
の意見公募（パブリックコメント）結果

修正版
(修正箇所は朱書きしております)

意見募集期間

令和3年12月1日（水）～令和3年12月22日（水）

意見提出数

41名（79件）

パブリックコメント結果のまとめ方

- 1 意見対象素案ごとにまとめています。（条例、手引き、その他）
※意見対象は2件でしたが、そのどちらに対するものと判断ができなかつたものをその他としています。
- 2 ①内容、②いただいたご意見の要旨、③意見に対する市の考え方、④素案の修正点の4点で整理しています。
- 3 個人情報を含んだもの等公表に適さないご意見については、事務局が一般化して口頭で紹介することいたします。
- 4 同様の意見が複数ある場合は、まとめて整理しています。

意見数 79 件

意見対象	件数
○笠岡市まちづくり協議会条例	34
うち	
まちづくり協議会に係る意見	15
その他	19

意見対象	件数
○笠岡市協働のまちづくりの手引き	39
うち	
まちづくり協議会に係る意見	16
地域担当職員に係る意見	3
その他	20

意見対象	件数
その他	6

内容	いただいたご意見の要旨	いただいたご意見に対する市の考え方	修正点
まちづくり協議会の定義について	協議会は公共性のある団体と考えられるので、公共的組織である旨の表現が必要。	まちづくり協議会は第5条で役割を、第9条で組織としての要件を、11条及び12条においてその活動を定めることにより、条例に根拠を持つ組織であると考えます。したがって、ご指摘の公共的組織である旨の表現については原案通りとさせていただきます。	
多様な主体の定義について	学校は教育機関であり多様な主体へ入れなくとも良いのでは。	ご指摘の学校については、笠岡市自治基本条例第22条において「教育委員会は、地域と連携協力し、保護者、地域住民等の学校運営への参加を積極的に進めることにより、地域の力を生かし、創意工夫と特色ある学校づくりを行うものとする」と定められており、地域における多様な主体と考えられます。昨今は、高校・大学だけでなく、中学校でも地域学の時間を設け自分たちの暮らす地域についての学びが推進されています。したがって、原案通りといたします。	
市民の定義について	市内で居住して市外に通勤して働いている者はどうなりますか。	ご指摘の市内居住かつ市外通勤者も市民とみなすと考えます。	
相互理解の原則について	「相手との違いを認め」という表記は不適切ではないか。	相互理解とは、互いに異なる価値観や考え方を理解することと考えます。それぞれが違う価値観を持っていることを受け入れて、相手を知っていくことが相互理解を深めることにつながると考えます。したがって、ご指摘の相互理解の原則の表記については原案通りとさせていただきます。	
まちづくり協議会の活動報告の義務化について	協議会がどのような目標を持ち、どのように活動しているのか、実態が全くと言っていいほど公表されていない。活動報告の義務化（怠つたら罰則）などの形で整備できないか。	ご指摘の情報公開については、条例第17条において情報公開と積極的な情報発信を定めており、今後協働のまちづくりを進めていく中で行政も協議会とともに広報に努めていきたいと考えています。	
市民の参加について	意見や提案もあるので参加でなく参画がよいのでは。	ご指摘の市民の参加についてですが、地域に暮らす人がまちづくり活動に参加することができるという権利の保障の意味を持たせています。まちづくりは、地域の人に主体的、自動的に取り組んでいただきたい活動ですが、さらに気軽に誰でも参加できるならば、より多くの人の力によりまちづくりが推進されると考えます。したがって、原案通りとさせていただきます。	
まちづくり協議会の役割について	(1)地域住民のニーズ及び地域の課題を把握し、課題解決に努めること (2)地域の課題を集約し、まちづくり計画を立案・策定すること (3)地域の情報を集め、調整・協議決定し、これらの情報を広く発信すること (4)(5)は原案どおり 理由 第1条に掲げた「まちづくり活動の目標」である「活力ある持続可能な地域社会の創生に資する」ためには、地域の住民がどのような考え方を持っているかを把握したうえで、それぞれの地域が抱えている「課題」を知り、これをらの解決を目指すことが肝要になると考えています。従ってまち協の役割の最前段にこの項目を掲げるのが良いのではと考えました。	課題解決に向けた活動に取り組んでいくためには、地域が今どんな状況にあるか、どんな課題を抱え、どんな取組をしているかを知り、地域へ情報として発信し、地域で共有した後に、住民の皆さんで意見を集めしていくことが大切であり、まちづくり協議会はその環境づくりを進めていく必要があると考えます。したがって、ご指摘のまちづくり協議会の役割については原案通りとさせていただきます。	

内容	いただいたご意見の要旨	いただいたご意見に対する市の考え方	修正点
まちづくり協議会の役割について	市長、議会へ提案することができる権利が必要ではないか。	まちづくり協議会は地域で自主的に作ることができる組織であり、行政機関ではないため「提案権」を市から付与するものではないと考えます。まちづくり協議会からの提案は、言い換えれば地域からの提案については、市と協議会との協働の取組の中で実現していくものと考えます。	
まちづくり協議会の役割について	実際に地域のまちづくりを担うのは、当て職としての団体役員ではなく、個々の任意の市民団体、自治組織ではないかと考えられます。しかし、高齢化等により徐々に各団体等の構成員が減少し、資金不足、人手不足に陥る等の悪循環になっています。まちづくりには各団体の活発化が必須と考えますので、支援先は協議会ではなくまずは個々の団体、特に任意で活動している組織・団体ではないでしょうか。よって以下の条文への項目追加を希望します。 追加項目：（6）個々の活動団体、組織と話し合い、それらの活発化に寄与するよう交付金を活用し支援すること。	地域のまちづくりを進めていくためには、地域の多様な主体の相互理解と互いの尊重にもとづいた対等な協力体制が必要と考えます。担い手が不足してきている地域においては、取組内容の見直しや棚卸、役割分担等により担い手ひとりひとりの負担を減らすことも考える必要が生まれています。まちづくり協議会は、多様な主体が課題解決のために、互いの得意分野を活かした取組を一緒に実践できるように調整を行い、まちづくりを活性化させていくものと考えます。したがって、ご指摘のまちづくり協議会の役割については原案どおりとさせていただきます。	
区域について	1区域は笠岡市行政協力委員規則第5条第1項の「組」になっています。この「組」の規程は定かではありませんが、このような大きな「組」単位に一律に1団体の協議会を設置するのは問題があると思われます。地縁による団地の組織がしっかりしている団体は、この団体を協議会の1区域とする柔軟な対応が望されます。	現在笠岡市ではおおむね小学校区域をまちづくり協議会の規模と考えております。小学校は地域行事等の中心として機能する可能性もあることから、おおむね小学校区域をベースに活動されている現在のまちづくり協議会の区域が適正と考えております。	
まちづくり協議会の要件について	届出が必要な理由を明記すべき	ご意見を踏まえ、同条の解説へ説明を加えることとし、条例については原案通りとさせていただきます。	
まちづくり協議会の要件について	運営に疑問があるときには「チェック機能」が働く部署を作り、明文化してほしいと思います。また代表者を選ぶ場合には、前時代のやり方ではなく時代に適応した人、経験を持った人、が混在する集団になるような工夫や呼びかけが必要だと考えます。	まちづくり協議会の運営については、各協議会ごとに規約が定められています。地域住民の皆さんで規約の内容について話し合い、地域の誰もに開かれた、誰もが意見を言える組織を作っていただきたいと考えております。	
まちづくり協議会の構成について	会社やその従業員も構成員とすることは、まちづくり協議会運営に当たり、会社からの情報提供のハードルの高さと地域のまちづくりへの参画の困難さが課題となり、難しい。	地域に存在する会社もその地域を構成する一員であると考えれば、まちづくりを知り、参加する権利を持っていると考えております。まずは、取組の情報を掲載した広報などを会社へ提供し、地域に関心を持ってもらうことから始めて、相互理解を深めていただきたいと考えております。	
まちづくり協議会の活動評価について	各協議会は、その活動について毎年度評価をされているのか。	ご指摘の活動評価については、毎年度実績報告とともに自己評価書を提出していただいており、今後は自己評価書に対して有識者を含めた第三者からの意見を取り入れ、よりよい活動となるよう努めていきたいと考えております。	

内容	いただいたご意見の要旨	いただいたご意見に対する市の考え方	修正点
まちづくり協議会の活動について	公民館の活動と重複しているため、住民には分かりにくいのは。	まちづくり協議会は地域の多様な主体間の調整やまちづくりの取組の調整の役割を持つことになるため、様々な活動に参画することになると考えています。	
まちづくり協議会の活動について	まちづくり協議会の活動に「地区内への情報共有の徹底」の追記を検討してほしい。	ご指摘の地区内への情報共有についてですが、第5条において役割として情報収集と発信を、第17条において情報公開及び発信をするものとしておりますので、第11条については原案通りといたします。	
まちづくり協議会の活動について	地域の活動は行政の縦割り制度にあわせて実施されており、すべてをまちづくり協議会の活動とすることは問題と考えます。広く地域で協働する事業のみをまちづくり協議会で取り組むべきではないでしょうか。	同条に記載する活動については、まちづくり協議会のみが活動主体として取り組むという意味ではなく、これらの活動について多様な主体間の連絡・調整及び活動の調整に取り組む趣旨から記載しておりますので、原案通りといたします。	
まちづくり計画の策定に係るまちづくり協議会の合意形成と市の承認について	「まちづくり協議会の合意形成と笠岡市の承認」の追加記載が必要である。	ご指摘の合意形成についてですが、まちづくり計画は地域で合意のとれた計画でなくてはなりませんので、同条第1項に「住民等の合意に基づき」と記載しております。また、笠岡市自治基本条例第7条において地域コミュニティの自主性及び自立性の尊重をうたっており、これにしたがって協議会条例第14条において市はまちづくり計画を尊重するものとしておりますので、ご指摘の市の承認については原案通りといたします。	
まちづくり計画の検証及び見直しについて	まちづくり協議会から笠岡市に毎年の実施状況の報告と見直しの都度、改訂版を提出するべきである。	ご指摘のまちづくり計画の検証及び見直しについては、毎年交付金申請時に添付書類として提出いただいております。また、見直しの都度改訂版を提出していただいております。 ご指摘のまちづくり計画の検証及び見直しについては手引きに明記しております。また、実施状況の報告については、今後交付申請、実績報告の時点でチェックできる体制を整えていきたいと考えております。 また、改訂版については見直しの都度提出いただくとともに、交付金の交付申請時に最新版を提出いただくこととしております。	
表記について	「合意に基づき」を「提案・要望に基づき」と変更してはどうか。	まちづくり計画の策定には住民等の提案・要望（ニーズ）の検証を踏まえた地域としての合意が欠かせないものと考えます。したがって、原案通りといたします。	
まちづくり計画と市の総合計画等との整合性について	市の総合計画等との整合性を図るものとするところありますが、自治基本条例第7条に基づき住民自治の推進を図ることを考えれば、市の総合計画等との整合性を図るという表現からもう少し住民自治を尊重した表現にすることとはできないでしょうか。	ご指摘の表現につきまして、「手引き」P10において、「まちづくり計画の内容を市にもフィードバックし、市の施策にも反映させ総合計画等の整合性を図ります」としておりますので、ここでは原案通りとさせていただきます。	
(市の支援)	市は支援するだけでなく協同して事業を進めるためパートナーシップとしての市である旨の表現が必要。	パートナーシップについては、笠岡市自治基本条例第21条（協働のまちづくり）において、「市民及び市は、互いに対等な立場で、相互理解を深めるとともに信頼関係のもとに、協働してまちづくりを進めるよう努めなければならない。」とされていますので、ご指摘の市の支援については原案通りといたします。	
地域担当職員について	地域担当職員にはもっと積極的にまちづくり計画策定に参加、支援をお願いしたい。	ご意見を踏まえて計画策定のサポート体制と職員のサポートスキルの充実を検討していきます。	

内容	いただいたご意見の要旨	いただいたご意見に対する市の考え方	修正点
財政的支援について	「予算の範囲内」は、「笠岡市の予算の範囲内」でしょうか。「別に定める」ならば、具体的な呼称名を記載すべきではないでしょうか。	ご指摘の「予算の範囲内」は「笠岡市の予算の範囲内」と考えております。	
情報公開について	活動に関する情報開示がないため、運営の透明性が欠如し、まちづくり協議会の認知率の低下につながると考えるので、「情報公開に努める」でなく、「情報公開しなければならない」とすべきである。	ご意見を踏まえて修正します。	「情報公開に努める」→「情報公開に努めなければならない」
表記について	第16条及び第19条の中では「市長」となっているが、他の条項では「市」となっている。市と市長との表現の区別は何か？	第16条における財政的支援は「まちづくり交付金」を指しており、交付決定は市長名で行うことになっています。第19条は条例の見直しについて規定しており、条例は市長が議会へ提出するものなので市長という表現としております。	
まちづくり協議会の構成員について	まちづくり協議会は本来その地域の住民で構成されるものと考えるが、第2条、9条、10条からそれが読み取れない。	まちづくり協議会は1区域について1団体と定めており、代表者や役員についてはその区域を中心として話し合つていただくこととなると考えます。	
地域における多様な活動主体の調整について	地域内で活動や担い手、行事が重複し計画運営及び合意形成に非常に労力が必要になる	ご意見を踏まえ、協働のまちづくりを進めていく中で様々な主体が連携できる仕組みづくりを検討してまいります。	
条例の一本化について	笠岡市みんなが輝くまちづくり条例と重なる部分が多いので一本化する必要がある。	ご意見については、今後の協働のまちづくりをすすめていくなかで検討してまいります。	
条例の制定について	今回の案は行政からの押し付けの感が強く、住民の自発的な行動でない。議会や社会福祉協議会、その他団体はいくらでもある。つまりこの条例は不要である。	ご意見を踏まえ、協働のまちづくりを進めていく中で、住民皆様の自発的な取り組みが実践できるよう、地域の様々な意見を伺い、行政の取組に反映させていきたいと考えております。	
まちづくりについて	町づくりは条例だけでは動きが取れない、市民の力が必要。それを導き出すものが一番必要なのではないか。	ご指摘の導きについては、条例第15条に市の支援として具体的に表していると考えます。ご意見を踏まえて、市民の皆様への協働のまちづくりの周知徹底を図り、市民の力が発揮できる環境づくりに努めたいと考えております。	
(5) 多様な主体について	(5) 多様な主体の中に「消防、駐在所」もはっきりと明記すべきだと思う。まちづくりの仕事には防災、防犯など安全面の役割も大きいため。	ご指摘の表記についてですが、まちづくりには多種多様な取り組むべき課題があり関わる主体も様々です。条例第2条にその他地域の課題解決に関する取組を行う全ての個人、団体及び法人とあり、「消防、駐在所」のように直接の記載ではなくとも、多種多様な課題に関する各種関係機関について網羅されていると考えており原案どおりいたします。	
パブリックコメントについて	過去10年間の問題点の整理及びその対策についての説明がなくパブリックコメントが実施されてもコメントできない。	ご指摘の問題点の整理及びその対策についてですが、「笠岡市協働のまちづくりの手引き」P2にて記載させていただいております。	
多様な主体間の連携促進について	第5条の(4)及び第15条の2の取り組みが不足しているように感じられますので、その実効性を担保するような施策をこれからも検討して頂ければと思います。	ご意見を踏まえ、効果的な施策を検討し実施していきたいと考えます。	

内容	いただいたご意見の要旨	いただいたご意見に対する市の考え方	修正点
全体について	・各まちづくり協議会10年の歴史の総括や税金にて予算経費約6億使ったことの検証、各地域課題把握充分は出来ているのか？ ・地域では、まちづくり協議会と公民館の転轍があるが、組織図では、公民館がまちづくり協議会の傘下にある、市の担当課との充分なすり合わせは出来ているのか？	ご指摘の検証及びその対策についてですが、「笠岡市協働のまちづくりの手引き」にて記載させていただいております。また、組織図についてのご意見ですが、組織図はあくまでも事例であり、公民館を下部組織とする意味のものではありません。組織のあり方は地域の実情に合わせてご検討いただきたいと考えています。	
過去10年を振り返っての問題点と基本対策について	過去10年の実績からの問題点を整理し、対策を明記すべき	まちづくり協議会へのヒアリングなども行いながら、見えてきたこれまでの課題として、①担い手不足、②まちづくり協議会の周知と理解の不足、③市の支援が指摘されております。現在進めておりますこのたびの見直しでは、これらの課題に対応するために、「条例」「手引き」を策定いたしました。条例においてはまちづくり協議会、他の多様な主体、市の役割を定義づけ、「手引き」においては具体的なまちづくり協議会のあり方、市の支援内容と定期的な制度検証を明記いたしました。これからもいただいたご意見を踏まえつつ、市民の皆様と一緒にまちづくりを進めて行きたいと考えております。	
表記について	「今後、市は地域住民の合意を反映したものの、かつ総合計画等市の各種計画と整合性がとれたまちづくり計画の策定を推進していくべきと考えられます。」→「考えます」がいいのでしょうか。	ご意見を踏まえて修正します。	「考えられます」→「考えます」
まちづくり協議会の周知と理解の不足	まちづくり協議会が設立され10年が過ぎますが、周知、理解が徹底されていません。行政、協議会ともに再度周知を図るように努力するべきと考えます。	ご意見を踏まえ、協働のまちづくりを進めていく中で行政とまちづくり協議会が協働して周知と理解を深める取組を推進してまいります。	
①担い手不足	担い手不足の定義は何か。	ご指摘の担い手不足の定義ですが、少ない担い手による取組のパターン化、また社会の変化による定年年齢の引き上げや少子高齢化により地域内における人材の確保が困難な状態を表しています。	
②まちづくり協議会の周知と理解の不足	地域では公民館主体の行事中心で動いており、まちづくり協議会主体で市の方針で地域活動を進めるのであれば、市の強力な地域への働きかけと変える明確な理由が必要である。	いただいた意見につきましては提案とさせていただき、今後協働のまちづくりを進めていく中で検討していきたいと考えます。	
課題把握への対応策について	①担い手不足への対応策は市が企画立案と調整の主体を担うこと、②の周知と理解の不足については、市民になじんでいる公民館機能を中心にするべき。また、公民館の管轄部署を教育委員会から協働のまちづくり課に移管すること、③市の支援については、「支援」ではなく「先導」が必須であり、事務局長に行政からの人材を充てるべき。	提案としていただいた地域における課題解決の取組の企画立案や調整については、地域住民のニーズを地域と行政双方が共有し、取り組み内容がニーズに応えるものとできるよう地域と行政が一緒に考えていくものと考えます。 また、まちづくりは住民自治の理念のもと住民が主体となって取り組んでいけるものが望ましく、市は住民の主体性を尊重し寄り添って支援をしていくものと考えます。したがって、原案通りとさせていただきます。	
市による支援内容	「支援内容」ではなく「リード内容」と書くべき。また、① 伴走支援という字句は、目線が高く、地域を見下しているように感じる。	まちづくりは住民自治の理念のもと住民が主体となって取り組んでいけるものが望ましく、市は住民の主体性を尊重し寄り添って支援をしていくものと考えます。したがって、原案通りとさせていただきます。	

内容	いただいたご意見の要旨	いただいたご意見に対する市の考え方	修正点
まちづくり協議会の区域について	当地区は各地区が独立して活動しており、1つのまちづくり協議会に包括することは難しく、実情に沿って分けるほうが良いのではないか。	現在笠岡市ではおおむね小学校区域をまちづくり協議会の規模と考えております。小学校は地域行事等の中心として機能する可能性もあることから、おおむね小学校区域をベースに活動されている現在のまちづくり協議会の区域が適正と考えております。	
まちづくり協議会の組織について	(1) 組織④部会の詳しい説明があるが、組織として総会、理事会の説明が必要。	それぞれの地域の実情にあわせた規約や組織を作っていたらしくことで、その地域に適切な組織や取組が可能となると考えます。ご指摘の説明については、原案通り「手引き」に事例を示すのみにとどめることといたします。	
まちづくり協議会の組織について	(1) 組織⑤役員の説明だけでなく、構成員である会員や評議員、理事の任期や役割位置づけの説明が必要。	それぞれの地域の実情にあわせた規約や組織を作っていたらしくことで、その地域に適切な組織や取組が可能となると考えます。ご指摘の説明については、原案通り「手引き」に事例を示すのみにとどめることといたします。	
まちづくり協議会の組織について	(1) ⑥事務局職員、役員、理事、評議員の給与を含めた待遇の説明。また、事務局職員を市の職員の位置づけにはできないか。	ご指摘の役員等の待遇については、各協議会において地域の実情に合わせて待遇を取り決められ、規約、事業計画書・実績報告書、收支予算書・決算書等で公開されており、事務局職員の選任についても地域内で協議され決定されています。したがって、ご指摘の点は原案通りとさせていただきます。	
まちづくり協議会の役割内容について	内容が行政協力委員とほぼ同一ならば行政協力委員は不要ではないか。	行政協力委員は主として行政情報を地域に伝え、それに対する地域からの意見を吸い上げて行政に伝えるトップダウンの役割を担っており、まちづくり協議会は地域住民の意見を聞き取って活動していくボトムアップの組織であり、それぞれの役割は異なるものと考えております。どちらの組織も協力関係を持って地域のまちづくりを進めていただきたいと考えております。	
まちづくり協議会の役割について	多様な主体の調整は市が整理すべきであり、窓口は協働のまちづくり課へ一本化すべき。	まちづくり協議会が地域の実情にあわせて多様な主体の横のつながりを連絡・調整することで、各主体がそれをパートナーとして、その活動が活性化されていくと考えており、多様な主体の窓口を協働のまちづくり課に一本化することは考えておりません	
まちづくり協議会の組織について	「まち協」の機能を公民館に移し更に「行政協力委員会」機能を合体させる。	公民館は地域住民の生活に密着しており、長年地域の拠点として生涯学習という学びを通じて多くの住民の生活と人間関係を豊かにし、地域の活性化を促進してきました。今後の地域課題解決には、公民館とまちづくり協議会、様々な主体とが対等なパートナーとして協働して地域のまちづくりを進めていくことが必要と考えております。	

内容	いただいたご意見の要旨	いただいたご意見に対する市の考え方	修正点
まちづくり協議会の組織について	限られた人で自分たちの生活を一定の水準で維持していくには、フラットな関係作りから始まるのが理想だと考えます。フツーの市民がフツーに対話する中で困りごと、課題、評価できることなどが交流され、つながっていくイメージです。わからないことはみんなで専門家に聞き、自分たちにできることをやっていくことで知恵がついたり、対応できたりという生活の幸福度が上がっていきます。その結果よい「まちづくり」になり、よい町には人も集まってくるのではないかと考えます。	まちづくり計画を策定することで、そのような関係性や新たなつながりを作っていくと考えています。ご意見を踏まえ、協働のまちづくりを進めていく中で、地域住民の皆様で互いの課題や将来像を共有することができる仕組み作りを検討していきます。	
まちづくり協議会の役員の任期について	役員（世話人）の一部が長期に亘って務めていため、活動そのものが陳腐化する傾向になることは否めないと想いますので、会長のみの任期を1期2年とするのではなく、「やむを得ない場合」の但し書きがあるのであれば、役員全員に適用すべきと考えます。	ご指摘の任期についてですが、役員全員に適用とした場合、役員が一齊に交代し協議会運営に大きな影響が出る可能性があります。安定した協議会運営にはリーダーを支えるスタッフの体制が欠かせないものであり、体制を強化することでリーダーの育成につながると考えます。したがって、原案通りいたします。	
まちづくり協議会の役員の任期について	任期の長期化による組織運営の形骸化が見受けられるため、「会長及び副会長」の任期は1期2年を原則 「特別な理由ある場合」は、「総会で承認が得られた場合」に限り再任することが可能とし「特別な理由」について各地区的規約で定める。	ご指摘の任期の長期化については各地域からも様々なご意見をいただいております。再任可能な要件については、ご提案いただきました通り各地域でご判断いただくことが地域の実情を踏まえることができ、最適と考えますが、再任可能要件等を規約等で規定するか否か、また記載内容については各地域の決定を尊重したいと考えます。したがって、ご指摘の任期については、原案どおりといたします。	
まちづくり協議会の任期について	任期を原則1期2年としているが、各まちづくり協議会に対してそういう指導をしているのか。	全まちづくり協議会にはそれぞれ規約が設けられ、任期について原則1期2年と定められています。	
まちづくり協議会の区域について	区域によっては、1区域1協議会ではなく、複数協議会が存在するが、その場合は1つにまとめて分会と位置づけたほうが良いのではないか。	ご指摘の区域内複数協議会については、区域によって人口規模が大きすぎるため1協議会にまとめることが困難な区域もございます。協議会の設置は地域の実情を踏まえたものが適切と考えます。	
まちづくり協議会の事務局の強化について	事務局員・事務局長を強くし、市も強くサポートする。	いただいた意見につきましては提案とさせていただき、今後協働のまちづくりを進めていく中で検討していきたいと考えます。	
まちづくり協議会の事務局長の配置について	事務局長が企画立案、活動団体との調整の機軸を担う。組織の中で最も重要な役割であるため、事務局長の整理が必須。	いただいた意見につきましては提案とさせていただき、今後協働のまちづくりを進めていく中で検討していきたいと考えます。	
まちづくり協議会の会長の再任について	再任について期限を設けないでよいか。	ご指摘の再任については、まちづくり協議会の規約に定めていただいております。期限の設定については、各地域でご判断いただくことが地域の実情を踏まえることができ、最適と考えますが、規定するか否か、また記載内容については各地域の決定を尊重したいと考えます。	
計画策定のサポートについて	まちづくり計画策定に関しては、ベテランの担当職員のサポートが必要	ご意見を踏まえて計画策定のサポート体制と職員のサポートスキルの充実を検討していきます。	

内容	いただいたご意見の要旨	いただいたご意見に対する市の考え方	修正点
検証及び見直しについて	条例（素案）には、「まちづくり計画の策定は、市の総合計画等との整合性を図る。」「協議会は、まちづくり計画の実施状況について検証し、必要に応じ見直しを行う。」との記載があるので、手引にも同様の内容で記載してはどうか。	ご指摘のまちづくり計画についてですが、「手引き」P10に「取組を実行したら、必ず結果や問題点を皆で確認して、改善方法を考えてみます。」「まちづくり計画の内容を市にもフィードバックし、市の施策にも反映させ総合計画との整合性を図ります。」と記載しており、原案どおりといたします。	
総合計画について	市の総合計画とは何を差すのか。	総合計画とは、笠岡市が総合的かつ計画的な行政運営を行っていくための基本となる計画で、どんな自治体を目指すのか、そのためにはどうするのかを総合的・体系的にまとめたものを指します。	
地域担当職員について	地域担当職員は一体どのようにして、地域の実情や課題を把握しているのか。活動レポートの作成と公表を課すなど、透明性を確保する仕組みが必要ではないのか。	地域担当職員は地域での活動に参加した場合、報告書を作成し、担当する地域の他の職員、協働のまちづくり課、政策部長に提出する仕組みとしております。	
地域担当職員の役割について	行政からの情報を地域の実情に合うように伝達し、地域からの情報は地域の真の意図をくみ取って関係部署につなげるというようなニュアンスも盛り込めないでしょうか。	地域担当職員は地域に対して地域が必要としている情報や役立つ情報、加えて行政が伝えるべき情報を伝達し、地域からは地域の意見や実情を把握すべき関係部署へできる限り正確に伝えるべきと考えています。 地域担当職員の職務については、笠岡市地域担当職員に関する規則第3条に職務として記載されていますので、ご指摘の部分については原案どおりといたします。	
表記について	「市担当課」→条例（素案）にある「関係部局」に統一できるのではないかでしょうか。あえて部局を細別して「課」とした方がいいのでしょうか。	「手引き」では、どなたにでも分かりやすい表現を目指しており、ここでは具体的に「〇〇課」と連想することで行政を身近に考えて相談ができるように市担当課としております。	
交付金の運用について	交付金の透明性の担保の観点から、人件費について、協議会の規約等で経費対象や根拠書類、監査等について明確化するようにしてはどうか。また、協議会備品についても管理台帳を作成し、地域へ開示してはどうか。	ご指摘の人件費については日報等により業務内容、従事時間を明らかにした根拠書類にもとづいた支出を各まちづくり協議会で実施していただいており、備品台帳についても各まちづくり協議会において整備済みです。 情報開示については、ご意見を踏まえ各地域での開示の促進に取り組んでまいりたいと考えます。	
支援計画の実行場所及び検証について	支援計画に実行方法や実行場所を記載してはどうか。また、単年度ごとの検証はしないのか。	支援計画の実行方法や場所については多岐にわたるため「手引き」には詳細を記載しておりません。また、検証についてですが、制度検証は5年サイクルしておりますが、事業計画については単年度ごとにも計画することとし、各計画の検証を予定しております。	
制度検証について	5年サイクルは長すぎるため、3年サイクルでの制度検証が望ましいと考える。各地区協議会も笠岡市と同様の検証が必要なため、笠岡市と連動した検証を追記してはどうか。	ご指摘の制度検証のサイクルについてですが、3年サイクルで検証を実施すると、検証開始まで実行期間が1年となり十分な成果の確認が困難と考えます。したがって、原案通りといたします。	
地域担当職員制度について	市と地域との連携を深め相互信頼関係の構築のために、地域担当職員はやむを得ない事情を除いて5年サイクルの間は同じ担当者であってほしい。	ご意見を踏まえ、今後協働のまちづくりを進めていく中で検討していきたいと考えます。	
まちづくり協議会組織について	各事例を参考に各協議会で考えて欲しいと思います。	ご意見を踏まえ、協働のまちづくりを進めていく中で行政とまちづくり協議会が協働して周知と理解を深める取組を推進してまいります。	

内容	いただいたご意見の要旨	いただいたご意見に対する市の考え方	修正点
協働のまちづくり課の位置づけ	協働のまちづくり課の位置づけはどこか、市民活動支援センターに含まれるのか。	協働のまちづくり課は笠岡市の協働のまちづくりを推進する担当課であり、まちづくりについての行政の窓口の役割を担っています。市民活動支援センターは、まちづくりに取り組む多様な主体の中間支援の役割を担います。双方が支援内容・方法において役割分担しながら、まちづくりへの効果的な支援を実施していきます。	
区域について	事務の簡素化など誰もが気軽にまちづくりに参加できる体制づくりについて市の積極的支援が求められる。	ご意見を踏まえ、協働のまちづくりを進めていく中でより多くの方が参画できる仕組みづくりを検討してまいります。	
地域における多様な活動主体の調整について	まちづくり協議会の組織は残しつつ、活動内容や会計を各地域の現状に即したやり方で行う方法も解決策の一つと考えています。多様な主体の活動内容を整理し明確化する事で煩雑な作業や時間が軽減されると共に地元住民も解りやすく使い勝手の良いものになると思います。	ご意見を踏まえ、協働のまちづくりを進めていく中でより多くの方が参画できる仕組みづくりを検討してまいります。	
ガイダンス	まちづくり協議会の存在意義や行政との関連が分かり易く書かれているため、住民自治の観点から非常に理解しやすいガイダンスだと思います。	ご意見を踏まえ、これからも協働のまちづくりについて市民の皆様のご理解を得ることができるよう取り組んでいきたいと考えます。	
市の役割の不備について	市民の人材育成において市の役割が見えない。また、市の縦割り行政が地域に影響して、地域の横連携が困難になっている。	ご指摘の市民の人材育成における市の役割についてですが、市民向けの防災や福祉などのテーマ別研修やリーダー育成を目的とした研修を実施し、人材育成をすすめて行きたいと考えております。また、市の縦割り行政についてですが、市全体で連携して庁内横断の体制を築き、地域を総合的に支援していきたいと考えております。	

内容	いただいたご意見の要旨	いただいたご意見に対する市の考え方	修正点
組織の一本化について	高齢化による役員の重複等の課題解決には、統合できる組織は一本化した方が良いと思います。	少子高齢化の影響による担い手不足は多くの地域で課題となっています。地域がその課題に対応できるよう各組織の連携を図り、柔軟に地域組織の運営を行っていただくこともまちづくり協議会の役割のひとつと考えます。市が地域にお願いしている各種委員等については重要な役割を担っていると考えており、現段階では一本化する事は考えておりません。	
若者の参加促進について	若者が参加しやすい組織にして活動するためどうするかが喫緊の課題だと考えます。	若者が参加しやすい組織にするためには、まちづくり計画の策定に若者に参加してもらい、若者向けの事業を実施したり、スポット的に参加出来たり、意欲がある若者に適切な役割を準備したらあとは任せるなど、若者が活動しやすい環境と雰囲気づくりが必要と考えます。どんな手法をとるにせよ、組織側が、若者の都合、思いを聞いて受け入れることが大切です。 担い手不足の解消やまちづくり協議会の認知度向上には若年層の参加を促すことが必須であり、まちづくりの活動に参加しやすい環境作りや仕組み作りが重要であると考えます。今後協働のまちづくりを進めていく中で検討していくと考えます。	
地域の長期・中期のプランについて	地域や住民が持つ魅力を発見し、協議会主導で広げていく取り組みが必要だと感じています。そのためにはこの地域の5年先、10年先の姿を描くなど長期・中期のプランの策定が必要です。	地域の特色に合わせた住みよい地域社会の実現には、ご意見のとおり地域住民の意見を反映した長期・中期のプランが必要です。これからまちづくりにおいては、計画の策定には多くの方の参加と意見取り入れが必須だと考えており、住民一人一人がまちづくり計画策定の段階から関わり話し合いを重ねていくことで、地域に暮らす当事者の自覚が生まれ、活動への参加が促進され、地域の活性化につなげができると考えます。	
市職員能力向上について	市職員の協働のまちづくりについての意識向上と市民との関係性の構築を図るべき。	ご意見を踏まえ、市職員と市民が対等かつ共感しあえる信頼関係を築くことができるよう、市民と積極的な関わり、支援スキルの充実を図って行きたいと考えます。	
地域組織の一本化について	どの地域も人口減により、組織運営の硬直化、若い世代の地域無関心層が増加しており、分かりやすい組織に一本化し、財源の効率的な運用が必要だと思います。 《仮称》・〇〇地域センターに集約し、組織運営の簡素化実施し、エリア情報をまとめ易くし、自治会情報を吸い上げ易くすることが必要だと思います。	少子高齢化の影響による担い手不足は多くの地域で課題となっています。地域がその課題に対応できるよう各組織の連携を図り、柔軟に地域組織の運営を行っていただくこともまちづくり協議会の役割のひとつと考えます。多様な主体がそれぞれ自主性をもって、互いを補完しながら活動することが新たな担い手の発掘と協働のまちづくりの推進につながると考えております。	
まちづくり協議会の情報開示について	まちづくり協議会は誰がどのような活動をされているのか、全く知りません。補助金等の内容を公開すべきだと思います。	各まちづくり協議会の事業計画及び収支予算書を令和3年度からホームページで公開しております。今後、行政も協議会とともに積極的な広報等に取り組んでいきたいと考えます。	